平成27年第3回上毛町議会定例会会議録(3日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

平成27年9月18日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(11名)

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣﨑誠治 4番 荒牧弘敏

5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 今任和広・ 教育長 百留隆男・ 会計管理者 中 豊総務課長 川口 彰・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 岡崎 浩税務課長 福本豊彦・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 尾崎幸光・ 建設課長 永野英憲教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一

議会事務局 主任主事 友松 円

○議事日程

平成27年第3回上毛町議会定例会議事日程(3日目)

平成27年9月18日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について (所管分)
- 日程第 3 認定第 2号 平成26年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認 定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出 決算認定について
- 日程第 9 議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第2号) について
- 日程第15 議案第47号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号) について
- 日程第16 発議第 5号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について

- 日程第17 発議第 7号 安保関連法案は、国民の理解を得るため慎重に審議する ことを求める意見書(案)
- 日程第18 議案第48号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第3号) について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査および調査の申し出について
- 日程第20 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会議の経過(3日目)

開議 午前10時00分

○議長(安元慶彦君) 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので御確認ください。

○議長(安元慶彦君)日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月8日、9月11日の本会議で各常任委員会に審査を付託した 案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した 後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事 日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、 運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、9月8日に配付した各氏の 出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(安元慶彦君) これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、先に申し上げましたが、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

○議長(安元慶彦君)日程第2、認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について(所管分)、日程第3、認定第2号 平成26年度上毛町国民健康保

険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第2号)所管分、日程第15、議案第47号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、以上8件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委員長(三田敏和君)皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は9月14日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長 以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会、14時26分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定5件、条例案1件、予算案2件の合計8件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議 規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定(所管分)について、 最初に総務課長に総括説明を求めました。

一般会計では54億5,273万5,143円で、25年度対比1億6,535万3,175円の増です。歳出は51億6,040万2,272円の決算で、25年度対比では2億3,227万9,315円の増です。なお一般会計、特別会計につきましては赤字決算ではありませんということがありました。

今後の財政運営上の留意点として、平成26年度は町税を中心とした一般財源の増収及び町債の新規発行を抑制している状態での定期償還に加え、平成25年度から実施中の任意繰り上げ償還により公債費が減少したため、経常収支比率が7.3%改善しました。今後は、平成28年度からの普通交付税、合併算定がえの段階的縮小を十分に考慮し、歳出では町として重点施策への事業の集中化、義務的経費の抑制を図り、歳入では自主財源の確保及び各種特定財源の有効活用に努め、より効果的、効率的な

財政運営を行われなければならないとの説明でした。

総括説明を受けて、質疑。上毛町地域振興基金が10億円ある。利子で何かやる予 定と思うが、どういうことをやる予定か。

答弁。これにつきましては、合併に伴って支所等の経費に使っています。

質疑。財政支出について、課長が答弁したように、おおむね順調だということですが、財政規模が多少膨らんでいるにもかかわらず、経常収支比率とか財政力の指数が微小ながら上昇していることが今後の財政上の留意点で、一般財源の増収及び町債の新規発行の抑制をしている。25年度から実施中の任意償還に関しても公債が減少したため、経常収支比率が改善したとある。一番気になる財政指数は、補助金交付金等を勘案して歳出を立案し、昨年度の実績をもとに今年度の予算立案をすると考えられる。こういう財政指数、昨年度を含めてある程度勘案してコントロールしているか。コントロールした結果、こういう財政指数になったのか。ただ歳入歳出を積算した形で予算立案をした結果、こういう数字が出ているのか。ことしはここに標準を当てて、財政指数をよくしようと、財政内容をよくしようという考えがあって、数値内容をコントロールした結果がこういうふうに出ているのか。

答弁。コントロールというよりも当初予算の査定におきましても、当然節減ということを申しております。当然そういうのがこういう結果になったというふうに考えております。将来的に見ましても、公共施設の老朽化等があるので、今後大型事業もふえてきます。ある程度余力を持っていかないと、今後運営ができないと見ていますので、特に橋梁は町内120ほどあります。今、50年以上の橋梁については3基、今後20年以内に70%が50年を超える橋梁になると。将来を見据えてこういうことをやっていくということです。

行政改革で繰り上げ償還を行っていると思うが、今後の繰り上げ償還の計画償還できる力があると思うので、どういうところでやろうとしているか。今後の財政運営の留意点として義務的経費の抑制とありますが、義務的経費の抑制はどのようなものに力を入れてやろうとしているのか。平成28年度から普通交付税の合併算定がえの段階的縮小を考慮して、歳出で重点施策の集中化を図ると述べていますが、町が考える重点施策は何なのか。行政改革の義務的経費とか投資的経費がありますが、主にここから行革を取り組んでいるのか。経費削減、どこのところを改善して経費削減をしようとしているのかお尋ねをします。

答弁。繰り上げ償還の予定ですが、平成25年度から繰り上げ償還をしています。 平成28年度に当初予算におきましても、繰り上げ償還のための経費、5,500万円 を計上しているところであります。

今年度の繰り上げ償還額、今後の予定ですが、今後の収支状況等を勘案して、中身 の決定をしていきたいと考えています。

義務的経費の抑制ですが、義務的経費は人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等があります。人件費につきましては、定員適正化計画により、平成18年度103名から、平成28年度27名に減員して、人件費の抑制を行っています。今後も定員適正化計画によりまして、適正な人員配置及びそのための必要な人件費を計上していきます。

公債費は真に必要なもので、交付税参入の高い起債を必要最小限に発行するという ことにしています。それと、繰り上げ償還を積極的に行いまして、公債費の縮小に努 めますとの答弁でした。

質疑。実質収支比率は何%か。

答弁。8.6%です。

質疑。先ほど人件費の削減に努力していると言われたが、なるほど1,343万3,000円ほど頑張っているということです。その割に各課とも職員の時間外手当が目につきます。課長は先ほど人員適正配置計画で、それに沿って人員配置をしていると言いましたが、人員が少ないから残業をせざるを得ない状態なのか。よく働いていると言えばそういうふうに見えますが、効果的な労働を考えると、民間では与えられた労働時間に与えられた効果実績を当然求められます。仕事が残っているから残業して仕事を処理することは民間では能力が低いと一般的に評価されます。特に、部下というよりも、その人を管理している上司の能力がないと評価されます。それを考えると、時間外手当という、実質的には早く出てきて遅くまで頑張っているという一面を見れば頑張っているのでしょうが、それはサービス残業と処理すべきなのか、実働したところで評価するのか、各課それぞれ目につきます。

答弁。数値的なデータでいきますと、総務の分につきましては、平成25年度決算が330万から170万と減っています。基本的には超勤につきましては必要不可欠な分は認めています。通常の範囲につきましては、超勤でやり残した分として所管課が認めていない部分もあります。全体として個々の数値は調べなければわかりません

が、先ほど言いました人件費自体が減っていますので、トータル的には時間外の勤務 手当は減っています。前年対比約15%減です。

続いて、担当課長の説明を求めました。住民課長、長寿福祉課長、子ども未来課長、 教務課長の順で説明がありました。

説明に対する質疑として、公営住宅の使用料について滞納分の整理はどうなっていますか。

答弁。26年度末で滞納が未納額2,141万6,000円余り出ています。その内容は、前からの分もあるし、新規に1名出ております。呼び出しにより徴収に努めています。呼び出しに応じないところは法的な対応をしようと考えています。

質疑。どうしても徴収できないところは、不納欠損で落とすような方策は考えていないか。

答弁。それも含めて法的に検討を進めます。

ごみの関係で質問します。マナーという面では啓蒙活動をしないといけない。ごみステーションの集落区分がはっきりわからないところで、どうしても近くに出すということができないのか。

答弁。看板や放送でも啓蒙しています。継続していきます。ごみステーションは地域に場所を決めていただいておりますので、再度確認し、高齢者で移動が困難な場合、相談していただくようにお願いしています。今後も福祉会議等でお話をしていきたいと考えています。

野焼きについては、農業の一環として認められている部分もありますが、苦情が来ると現地に赴くようにしております。

介護予防推進高齢者在宅支援で特に力を入れているところは。

答弁。いきがいデイサービス等を開設し、できるだけ要支援にならないように努めております。

在宅支援で自立を促すため、配食サービスを400食減らしたと言いますが、どういうわけか。

答弁。栄養管理もありますが、できるだけ買い物に行ける人には自分でつくってほ しいと指導しております。

以上、質疑を含めて、討論。反対討論あり。

採決。起立多数で認定することに決しました。

認定第2号 平成26年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 長寿福祉課長に説明を求め、主要施策の成果をもとに質疑に入りました。

質疑。健康保険税の介護納付金分減免課税分の納付率が89.6%というので、低いのではないか。

答弁。対象人数が他に比べて低いのが原因であると考えています。

質疑。不納欠損の理由は。

調べて答弁いたします。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数で認定することに決しました。

認定第3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、長寿福祉課長に説明を求めました。主要施策の成果に基づいて質疑に入りました。 質疑。保険の収納率ですが、現年度収納率が99.51%と、普通徴収が98.8%、この差は何なのか。

答弁。平均したところです。

督促は何件ですか。

答弁。12件です。

以上を踏まえて、討論で反対討論あり。

採決。起立多数で認定することに決しました。

認定第6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、教 務課長に説明を求め、主要施策の成果に基づいて質疑に入りました。

質疑。積み増しをしましたが、この先借り入れ償還がありますが、財政内容を考えて何年ぐらい耐えることができますか。

答弁。過去の貸し付け水準はほぼ横ばいです。1,590万円の貸し付けに対し、収納が888万円ということで、基金積み立て分とこの差の差額から考えれば、14年ぐらいは問題ありません。

計論なし。

採決。全会一致で認定することに決しました。

認定第7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長に説明を求め、主要施策の成果に基づいて質疑に入りました。

現年度分が収入ゼロということはどういうことなのか。

答弁。現年度分が2名残っていますが、納められておりません。

計論なし。

採決。全会一致で認定することに決しました。

議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長 に説明を求めました。

マイナンバー制に伴い、個人番号の通知カードの再発行手数料を新設するとの説明でした。

質疑。このカードはどの辺までの情報が入力されているのだろうか、具体的にわかるか。

答弁。個人番号カードには住所、氏名、生年月日、写真がついています。裏面に個人番号があり、ICチップが入っています。

討論。反対討論あり。

採決。起立多数で可決することに決しました。

議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第2号)所管分について、最初に総務課長に総括説明を求めました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,023万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,642万1,000円としますとの説明を受け、質疑に入りました。

道の駅しんよしとみに2,773万7,000円、指定管理の修繕費を入れると2,800万円の金を投入することになります。コンテナハウスにこだわる理由は。軽量 鉄骨などがありますが、積算の比較はやりましたか。

答弁。査定の段階でそういう指示は出しております。コンテナハウスは工期の短縮 にもつながり、今期の売り上げに反映できると考えています。

質疑。伐採の件が出ていますが、保安林の解除はできていますか。

答弁。この地域は保安林ではありません。

質疑。道の駅しんよしとみの件ですが、改革プロジェクトを委託しています。そこ に改造するレイアウトを丸投げするのか、それとも経営診断だけで進むのか。

答弁。基本的には丸投げはいたしません。あくまでも委託ということで、上毛町のほうから指示を出しております。

続いて担当課長の説明を求めました。

質疑。大平保育所の増改築工事ですが、入札すると思いますが、指名の場合、当初

建設した企業がノウハウを持っているということで、そういうことを活用したらどうなのか。

答弁。全協の中でもお話がありましたが、一応入札の項目ですので、答弁は控えさせていただきます。ノウハウという意味では、今回は建築基準法の関係で鉄骨の平屋建てになります。以前の建築の手法を踏襲するのではないと考えています。

討論なし。

採決。全会一致で認定することに決しました。

議案第47号 平成27年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について、 最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

質疑なし。

討論なし。

採決。全会一致で認定することに決しました。

最後に教育長より、教育委員会の権限に属する事項についての報告をいただきました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(安元慶彦君)文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)質疑なしと認め、これで質疑を終わります。御苦労でした。

○議長(安元慶彦君)次に、日程第2、認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について(所管分)、日程第5、認定第4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定について、日程第11、議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第46号 平成27年度上毛町一般会

計補正予算(第2号)所管分、日程第16、発議第5号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第17、発議第7号 安保関連法案は、国民の理解を得るため慎重に審議することを求める意見書(案)、以上10件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設委員長(宮崎昌宗君)総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は9月15日、議会中小会議室において、常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時51分開会、午後12時32分閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長提出の決算認定3件、予算案1件、条例案4件 と議員提出の発議2件の合計10件です。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を会議規則第77条の規定に基づき報告します。

認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について(所管分)、最初に総務課長より総括説明がありました。

総括説明に対する質疑といたしましては、質疑。入湯税の未済額の徴収のあり方は。 答弁。財政、財産調査等を行いながら、差し押さえ等ができる部分で一部行ってき た。不納欠損にならないように、調査権の及ぶ範囲で徴収努力を行っている。

質疑。保育所の民営化でどれほどの財政的な効果が出てきたのか。

答弁。決算統計の資料によると、人件費が1,138万円の減額です。

質疑。日々生活する中での地域活性化や福祉に対する施策はあるのか。

答弁。農業や福祉分野でも町長が施策を上げている。その事業での展開が主になる。

次に、担当課長より議会、総務、企画情報、税務、産業振興、建設の順で説明がありました。その説明に対する質疑といたしまして、防災コンテナの設置場所は。

答弁。3棟を役場裏側の駐車場の設置している。防災備品や食料品、毛布等を備蓄 している。

質疑。防火水槽の管理は。

答弁。消防団と消防署が定期的に巡回し管理をしている。

質疑。プレミアム商品券の購入限度額は。また、国の補助金を受けたのか。

答弁。購入限度額は1人10万円です。平成26年度は県費で補助金を受けています。

質疑。ワーキングステイ事業でのお試し居住事業の募集定員は。

答弁。受け入れ側の事情もあるので、毎年3から4組の定員です。

質疑。決算資料と決算書の税務総務費の整合性は。

答弁。人件費分は総務課所管分になるので、税務課で執行できる数字だけ上げています。今後作成方法を総務課と協議したい。

質疑。農業委員の農地パトロールで無断転用の防止は実際にできているのか。

答弁。パトロールすることによって啓発、啓蒙を行い、防止に努めたい。

質疑。無断転用防止の実績は。

答弁。把握しているのは1件です。町全体は把握していません。

質疑。農業委員会での5条申請の実績は。

答弁。20件のうち、宅地が4件、太陽光が6件、資材置き場が7件、農業用倉庫等が3件です。

質疑。人口増対策のための農地転用策はないのか。

答弁。補助整備の農地に関しては有料農地を確保のため難しいが、可能性はゼロではない。

質疑。有害鳥獣の捕獲頭数は昨年と比べてふえたのか。

答弁。25年度は326頭でふえています。他町村の話を聞くと、個体数がふえているようです。

討論なし。

採決の結果、全会一致で認定することに決しました。

続きまして、認定第4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定について、担当課長より説明がありました。

質疑として、今後農業集落排水のエリアを拡張するのか。

答弁。下水に関しては合併浄化槽を推進したい。

質疑。汚泥の量は。

答弁。両施設合わせて年間471トン出ています。周防苑で処理しています。 討論なし。

採決の結果、全会一致で認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について、担当課長より説明がありました。 質疑といたしまして、今後の整備に財政的に大丈夫か。

答弁。国の予算がなければ縮小も考えられるのでは。

討論なし。

採決の結果、全会一致で認定することに決しました。

続きまして、議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明がありました。

質疑なし。

計論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定について、担当課長より説明がありました。

質疑といたしましては、当条例そのものの中身よりマイナンバー制度に対する質疑 が活発に行われました。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

質疑。例えば、住民票を取得する場合、本人や代理人の確認は確実に行われるのか。

答弁。これまでと変わらず、免許証等で確認を行う。マイナンバーの数字だけでは 通用しません。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例について、担当課長より説明がありました。

質疑。受益者について、受益者代表を明記しないのか。

答弁。土地改良法でこのようなことでよいと認識している。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第2号)所管 分について、最初に総務課長より総括説明がありました。

総括説明に対する質疑といたしまして、いじめ対策の予算は、本町にいじめが発生

しているのか。

答弁。総務課長として把握していないいじめが発生した場合に、即対応できるため の予算措置です。

次に、担当課長より、総務、企画情報、開発交流推進、税務、産業振興、建設の順で説明がありました。歳出に対する主な質疑といたしましては、東下地区暗渠排水工事の受益面積は。

答弁。4.6ヘクタールです。

質疑。道の駅のコンテナハウスは、テナントを誘致するのか、それとも直営か。

答弁。検討中です。

質疑。地方創生の兼ね合いは。

答弁。工業用地調査と道の駅の委託料と備品購入を活用しています。

計論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、発議第5号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について、補 足説明の後、質疑を行いました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で採択することに決しました。

続きまして、発議第7号 安保関連法案は、国民の理解を得るために慎重に審議することを求める意見書(案)、補足説明の後、質疑を行いました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、起立少数で不採択することに決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長(安元慶彦君)総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)質疑なしと認め、これで質疑を終わります。御苦労でした。

○議長(安元慶彦君)これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、 これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、認定第1号は反対の立場から討論いたします。

町長公約の中に、介護予防の推進、高齢者在宅支援が掲げられていましたが、予算編成の主要施策の中に高齢者対策が除かれていました。その後の補正でも、公約実現のために介護予防推進、高齢者在宅支援を重視した施策が見受けられません。

給食調理業務について、小学校給食は食育という教育の観点からすると、請負業者 に調理させることは好ましいことではありません。

同和行政は法の失効にもかかわらず続けています。直ちに中止すべきであります。 憲法違反の自衛隊に築城基地協賛会負担金などの予算の執行を行っています。 以上の理由を述べて、この決算認定に反対いたします。

- ○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。宮本議員。
- ○11番(宮本理一郎君)私は、認定第1号に対して賛成の立場より討論いたします。 本案は、住民に直接影響のある農業、老人福祉、教育、子育て、活性化事業等、あらゆる全方位にわたってきめ細かな予算投下をされ、スムーズな財政運営等効果的な施策を講じたことに対し、私はそれを評価し、認定承認いたします。
- ○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、認定第1号 平成26年度上毛町一般会計歳 入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。 ○議長(安元慶彦君) 日程第3、認定第2号 平成26年度上毛町国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、認定第2号を反対の立場から討論いたします。

国保の加入者のほとんどの方は国保税の負担が高いと言っています。国は1984年まで医療費45%の負担をしていたが、医療給付費を50%にして、医療ベースでの負担を引き下げています。国の国保の運営のあり方に問題がありますので、この決算認定に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんね。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君)起立多数。よって、認定第2号 平成26年度上毛町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第4、認定第3号 平成26年度上毛町後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、認定第3号を反対の立場から討論いたします。

国は、後期高齢者医療保険制度を75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して、差別医療を押しつけるものであるので、この決算認定に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) ほかにありませんね。これで討論を終わります。 これから本案を採決します。 本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君)起立多数。よって、認定第3号 平成26年度上毛町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第5、認定第4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、認定第4号 平成26年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第6、認定第5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、認定第5号 平成26年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第7、認定第6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳 入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、認定第6号 平成26年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第8、認定第7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別 会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、認定第7号 平成26年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第9、議案第41号 上毛町議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行い ます。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第41号 上毛町議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のと おり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第10、議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例の制定 について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

- ○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第42号を反対の立場から討論いたします。 国が進めている社会保障・税番号制のシステムは個人情報が漏れる可能性が高いので、この議案には反対いたします。
- ○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。ほかにありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、議案第42号 上毛町特定個人情報保護条例 の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第11、議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第43号を反対の立場から討論いたします。 反対の理由は、議案第42号と同じです。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君)起立多数。よって、議案第43号 上毛町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第12、議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する 条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第44号を反対の立場から討論いたします。 反対の理由は、議案第42号と同じです。 ○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、議案第44号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第13、議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第45号 上毛町農林水産事業分担金徴 収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第14、議案第46号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第2号)について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣﨑議員。

○3番(廣崎誠治君) 3番議員 廣崎です。反対討論をさせていただきます。 このたびの議案第46号 補正予算(第2号)について、全体的には賛成ですが、 道の駅しんよしとみ経営改善施設整備の中の、コンテナハウス設置工事について、賛 成できかねるため反対いたします。

反対の理由を述べます。今回、道の駅経営改善関連予算13節、道の駅しんよしと み改革プロジェクト委託料では、経営診断を行うと説明がありました。この診断結果 が出てから内容を判断し、建設したほうがよいと思うからです。まして、今回の補正 財源、地方創生交付金事業はハード事業については対象になっていないとのことです ので、建設工事費、備品購入費合わせて1,700万円余り一般財源を投入するのであ れば、慌てて建設する必要はないと考えます。コンテナハウス新設後、カフェ経営に ついて業者に委託するのか、道の駅直営でやるのかも決まっておらない状態で、赤字 を解消する方法等の診断結果が出てから考えるべきであります。

以上の理由により、私は本予算案に賛成できないということで、反対討論とさせて いただきます。

以上です。

○議長(安元慶彦君)賛成討論ありませんか。

反対討論ありますか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、議案第46号を反対の立場から討論いたします。

大池公園周辺整備事業を中止し、費用対効果、事業完成後の維持管理費などを十分 調査せず事業を進めようとしている。今後負の財産になる可能性が非常に高い。

社会保障・税番号制導入は個人情報が漏れる可能性がある。

道の駅しんよしとみの経営改善計画で、カフェへの提供などを考えているようですが、集客力アップにつながるとは思えず、新たな負担増で経営改善につながるものではない。

以上の理由を述べて、この議案に反対いたします。

- ○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。宮本議員。
- ○11番(宮本理一郎君)宮本です。私は、議案第46号に賛成の立場より討論いたします。

本予算案は農業全般、マイナンバー制の導入、保育園の増改築、道の駅改革等、直接、間接的に住民生活に多大な影響を及ぼす施策であり、必要不可欠なものと考え、

早急なる執行を希望し、この議案に賛成するものであります。

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 賛成多数。よって、議案第46号 平成27年度上毛町一般会計 補正予算(第2号) については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第15、議案第47号 平成27年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第47号 平成27年度上毛町国民健康 保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第16、発議第5号 上毛町議会会議規則の一部を改正する 規則について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、発議第5号 上毛町議会会議規則の一部を改 正する規則については、可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第17、発議第7号 安保関連法案は、国民の理解を得るため慎重に審議することを求める意見書(案)について、これから討論を行います。 反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- ○議長(安元慶彦君) ほかに討論ありませんか。 廣﨑議員。
- ○3番(廣﨑誠治君) 賛成討論を行います。

私は、安全保障関連法案は国民の理解を得るため慎重に審議することを求める。クリーンに憲章採択を求める請願への賛成討論を行います。

この請願が求めているのは、上毛町議会は、安全保障関連法案は憲法違反であるので、今国会において慎重な審議を求める意見書を国に提出することです。

賛成理由は、6月4日に開かれた衆議院での憲法審査会での参考人として出席した 3人の憲法学者全員が集団的自衛権を可能とする法案は違憲であると断言いたしました。また、憲法の番人である山口繁元最高裁長官が9月1日から9月3日、新聞各社の取材に応じ、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べた。

理由として、集団的自衛権の行使は、憲法9条のもとでは許されないとする政府見解のもとで、予算編成や立法がなされ、国民の大多数がそれを支持してきたと指摘し、 従来の解釈が憲法9条の規範として確立化しており、それを変えるのなら憲法改正し、 国民にアピールするのが正攻法だと述べています。

さらに、最近の世論調査では、国民世論の60%以上の人が今国会での採決に反対

していますし、政治に無関心であった若者も声を上げ、デモ行進で抗議しています。 真の民主主義とは、国民の声を聞くことだと思います。

以上の賛成理由を述べ、上毛町議会でのこの意見書採択に賛成するものであります。

○議長(安元慶彦君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案不採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。(「不採択……、採択に賛成……」と呼ぶ声あり)

委員長の報告のとおり……。(「改めてじゃないですか、採択は」と呼ぶ声あり)え。 委員長の報告は不採択だったでしょう、原案は。委員長の報告のとおり決することに 賛成議員の起立を求めますって私が求めているんじゃない。よく聞いて判断してくだ さい。

(起立少数)

○議長(安元慶彦君)起立少数。よって、発議第7号 安保関連法案は、国民の理解を得るため慎重に審議することを求める意見書(案)は、原案を採択することに決しました。

○議長(安元慶彦君)これから、本日追加案件の審議を行います。

日程第18、議案第48号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第3号)について、議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(坪根秀介君) ただいま上程しておりました追加議案につきまして、提案理由を 申し上げます。

議案第48号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第3号)でありますが、先 般8月25日の台風15号により被害を受けました本町庁舎、学校施設、社会教育施 設の復旧額が算定できましたが、業務上急を要する重要な案件であり、早急に復旧工 事に着手いたしたく、補正予算の追加をお願いするものであります。

以上、1議案でありますが、慎重に御審議をいただきまして、御可決いただけます

ようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明等を終わります。どうぞよろし くお願いいたします。

○議長(安元慶彦君)提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由の説明がありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由 に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので御了承ください。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川口 彰君) それでは、議案第48号について説明をさせていただきます。 議案第48号 平成27年度上毛町一般会計補正予算(第3号)。

平成27年度上毛町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,962万2,000円とするもので ございます。

平成27年9月18日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の追加補正では、町長の提案理由でもありましたように、台風15号によります被害を受けた公共施設の復旧額が算定できましたので、早急に対応するため追加提案をするものでございます。

まず、4ページのほうをお開きください。事項別明細書でございます。

今回、歳入として普通交付税で160万7,000円、それから諸収入として全国自治協会建物災害共済保険金として、これは50%補塡でございますが、160万3,000円を計上しているところでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出款でございます。2款1項5目の財産管理費で230万円お願いするものでございます。暴風雨等によりまして一部破損しました役場、本町庁舎の屋根の修繕費、 それからエアコンの室外機の修繕費を計上しているところでございます。

それから9款の教育費でございます。91万円をお願いするものでございます。

まず、小学校の学校管理費におきまして、同じく暴風雨によりまして一部破損しま した西吉富小学校校舎の屋根の修繕費49万7,000円、それから、中学校費では屋 外トイレ及びテニス部の部室の屋根の修繕費29万円、それから、社会教育費では中 央公民館支館の玄関部分の軒先の瓦の飛散による修繕費ということで12万3,00 0円をお願いするものでございます。

なお、これ以外の町道、林道等における倒木処理及びトレセンのガラス窓の修繕等につきましては、現予算で対応しておりますので、補足で説明をさせていただきます。 以上でございます。

- ○議長(安元慶彦君)説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。 宮本議員。
- ○11番(宮本理一郎君)ただいまの説明の中で、小学校、中学校、公民館等の屋根の修理と、あるいは室外機と申されました。これは、屋根の項目で出しておりますが、屋根を修理していたら天井も悪かった、ほかの箇所も調査したら悪かったというようなことが今後補正で出てくる可能性はないのか。これはある程度十分に調査した上での修繕費ということでございましょうか。
- ○議長(安元慶彦君)教務課長。
- ○教務課長(古原典幸君)小学校及び中学校、あるいは中央公民館支館の分につきましては、今回台風15号による緊急的な修繕ということで、今回予算を上げさせていただいておりますし、今後老朽化に伴う修理等についても年間の予算の中では多少見ていただいておりますので、今後の修繕につきましては、台風等自然災害による復旧という部分は今後あるかもしれませんが、一般的な補修は現在のところ調査状況ではするようにはなっておりません。

以上です。

○議長(安元慶彦君) ほかに。 大山議員。

- ○9番(大山 晃君)この補正ですけれども、学校関係が多いわけですが、災害保険等は加入はされていないんですか。
- ○議長(安元慶彦君)総務課長。
- ○総務課長(川口 彰君) 先ほど説明いたしましたが、2分の1の補塡ということで、 収入のほうで計上させていただいたおります。見積もり額の2分の1ということで。 以上です。
- ○議長(安元慶彦君)ほかに。

三田議員。

- ○8番(三田敏和君) 9ページに、中央公民館支館の屋根の修繕費とありますが、先般も私が見に行った中では、下にカラーコーンを置いて守っている部分の面積も非常に少ないし、上から落ちてくる可能性も極めてないわけでもないと思いまして、今回そういう管理ということで、今度運動会もすぐあるわけですから、そういうことで管理という面でもう少し早急に考えるべきではないかなというふうに思ったのですが、その辺についてはいかがですか。
- ○議長(安元慶彦君)教務課長。
- ○教務課長(古原典幸君)屋根につきましては、今議員申されましたように、下のほうで養生をさせていただいておりますが、範囲の設定につきましては、災害後上のほうをクレーンで見させていただきまして、ゴンドラに乗りまして被災状況を確認し、見積もりをし、また被災していない瓦の部分も確認をし、あの範囲内で今の状況では大丈夫ということでさせていただいておりますし、今回御可決をいただきましたら、早急に復旧する段取りをさせていただいておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(安元慶彦君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)大平の支館は建設当時から、建物も非常にいい建物ですし、歴史的なものも十分あるという中で、今屋根はブルーシートをかぶせておるわけではないですね。そういう状況で今後雨が降るとかいうことがあるときに、あの状態で本当によかったのかというのは、もう少しブルーシートをかぶせるなり、そういう対応が必要ではなかったかなというふうに思って、その時間的な経過と含めて疑問に思うので、その点を再度。
- ○議長(安元慶彦君) 教務課長。
- ○教務課長(古原典幸君)8月25日に台風が来まして、その次の日に早急に現地のほうを、上から見る状態で確認をさせていただきました。そういった中で軒先の部分でございますので、室内での雨漏りという部分も少ないということでございますし、今回御可決いただければ早急に対応するということで、段取りもさせていただいておりますので、そういった長い期間放置するということなく、仮にビニールシートをかけますと、それだけの費用が本復旧以外にかかるということもございまして、期間等もそう長くないという判断のもとに、今回補修させていただくようにいたしました。
- ○議長(安元慶彦君)ほかに。

(「なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君)全会一致。よって、議案第48号 平成27年度上毛町一般会計 補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君)日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査および調査の申 し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規 則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査 をしたいとの旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(安元慶彦君)日程第20、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規 則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査 としたい旨の申し出がありました。 お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(安元慶彦君)以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。 これで平成27年第3回上毛町議会定例会を閉会します。御苦労でした。

閉会 午前11時08分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。 平成27年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員